○堺市立学校の施設開放に関する規則

昭和５７年３月２４日
教育委員会規則第９号

（趣旨）

第１条　この規則は、生涯学習推進事業の一環として、スポーツ活動を含めた積極的な学習の機会を地域住民に提供するとともに、地域住民のコミュニティづくりに寄与するため、学校教育活動に支障のない範囲内で、堺市立学校（次条第１項において「学校」という。）の施設を開放すること（以下「開放事業」という。）について必要な事項を定める。

（開放学校）

第２条　開放事業を行う学校（以下「開放学校」という。）は、教育長が定める。

２　開放学校の校長は、開放事業の実施に伴う管理上の責任を負わないものとする。

（開放施設）

第３条　それぞれの開放学校において開放する施設（以下「開放施設」という。）は、教育長が定める。この場合において、教育長は、あらかじめ当該開放学校の校長の意見を聴かなければならない。

（運営委員会）

第４条　開放事業の円滑かつ効果的な運営を図るため、開放学校ごとに学校施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

２　運営委員会は、次に掲げる事項を行うものとする。

(1)　開放事業に係る計画の作成等に関する事項

(2)　教育委員会、開放学校の校長及び開放事業の利用者（以下「利用者」という。）との連絡調整に関する事項

(3)　開放事業の利用を促進するための地域住民に対する啓発等に関する事項

(4)　前３号に掲げるもののほか、開放事業の円滑かつ効率的な運営を図るために必要な事項

３　前２項に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営に関する事項は、教育長が定める。

（利用の対象）

第５条　開放事業を利用することができるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 教育長が定める人数以上の構成員を有し、かつ、教育長が定める年齢以上の代表者を有する団体

(2) 市長が定めるところにより開放事業の利用に係る経費を負担する団体

(3) 次のいずれかに該当する団体

ア　スポーツ活動その他の生涯学習を主たる目的とする団体で、その構成員の過半数が開放学

校に係る通学区域内に住所を有するもの

イ　地域における社会教育活動に対して本市が援助を行っている団体

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、教育長が適当であると認める団体

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、開放事業を利用することができない。

(1)　専ら営利を目的として開放事業を利用しようとする団体

(2)　政治的活動又は宗教的活動のために開放事業を利用しようとする団体

(3)　その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると教育長が認める団体

(4)　前３号に掲げるもののほか、開放学校の管理上支障があると教育長が認める団体

（利用の登録等）

第６条　開放事業を利用しようとするものは、あらかじめ登録を受けなければならない。この場合において、利用登録の対象とすることができる開放学校の数は、教育長が定める数を限度とする。

2　前項の登録（以下「登録」という。）の有効期間は、当該登録を受けた日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、教育長が別に定める事由により開放事業に係る実施期間又は登録要件の変更が必要と認められるときは、教育長が別に定める日までとする。

3　登録を受けようとするものは、登録申請書を運営委員会を通じて教育長に提出しなければならない。

4　教育長は、登録をしたときは、登録承認書を運営委員会を通じて申請者に交付する。

5　登録を受けたものは、登録を受けた事項に変更があったときは、速やかに運営委員会を通じて教育長に届け出なければならない。

6　開放施設を使用しようとするものは、使用許可申請書を運営委員会を通じて教育長に提出しなければならない。

7　教育長は、開放施設の使用を許可したときは、使用許可書を運営委員会を通じて申請者に交付する。

（利用者の遵守事項）

第７条　利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　所定の場所以外で火気を使用しないこと。

(2)　その使用に係る開放施設、附属設備その他器具備品等を善良な管理者の注意をもって管理すること。

(3)　所定の場所以外に立ち入らないこと。

(4)　前３号に掲げるもののほか、係員から指示されたこと。

（利用の停止等）

第８条　教育長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止させ、又は登録を取り消すことができる。

(1)　第５条第２項各号のいずれかに該当したとき。

(2)　この規則又はこれに基づく規程に違反したとき。

（原状回復義務）

第９条　利用者は、開放事業の利用を終了したとき、又は前条の規定により利用を停止させられたときは、使用した開放施設、附属設備その他器具備品等を直ちに原状に回復しなければならない。

（賠償）

第１０条　利用者は、開放施設、附属設備その他器具備品等を故意又は重大な過失により破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第１１条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、昭和５７年４月１日から施行する。

（堺市立小学校の校庭開放に関する規則の廃止）

２　堺市立小学校の校庭開放に関する規則（昭和５０年教育委員会規則第３号）は、廃止する。

附　則（昭和５８年１月２２日教委規則第１号）

この規則は、昭和５８年３月１日から施行する。

附　則（平成５年４月１日教委規則第６号）

この規則は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成１５年３月３日教委規則第５号）

この規則は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年１月２４日教委規則第３号）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（令和２年２月２８日教委規則第１１号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和５年１２月８日教委規則第３１号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和９年２月１日から施行する。

（施行前の準備行為）

２　この規則の施行日以後の開放事業に関し必要な手続その他の行為については、この規則の施行前においても、この規則による改正後の堺市立学校の施設開放に関する規則の規定の例により行うことができる。